

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 新北条砂丘風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年9月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 新北条砂丘風力発電事業 環境影響評価方法書について、JR 東日本エネルギー開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鳥取県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号）附則第3条第1項の規定に基づく手続未着手事業であるが、同条第3項に基づく経済産業大臣の判定を受けることなく、同条第5項に基づき、法定環境影響評価等を行うとしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続きは行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鳥取県東伯郡北栄町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 29,400 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 3月30日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月 8日
鳥取県知事意見受理	令和 5年 9月11日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 9月22日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742（直通）

(別紙)

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)新北条砂丘風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明らかにした上で適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 海域を含む周辺の水質への影響について、適切な調査を実施し、必要に応じて近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 事業実施区域内に存在する既設風車でのバードストライクの発生状況を十分に調査して現状の把握を行うとともに、鳥類及びコウモリ類の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 風力発電設備の稼動に伴う騒音については、スイッチ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。

(鳥取県知事からの意見書の写しを添付)